

奈良県自治会等連携補助金選定審査会規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十号

奈良県自治会等連携補助金選定審査会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県自治会等連携補助金選定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審査会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一 学識経験を有する者のうちから知事が委嘱するもの

二 県の職員のうち知事が指定する職にあるもの

三 前二号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者のうちから委嘱するもの

（任期）

第三条 前条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる者である委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第四条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、総務部知事公室政策推進課において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。